

## 03-2 旅 費 規 則

(役員・会員用)

### 第1条（総 則）

一般社団法人大阪損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第45条の規定に基づき、本会の役員、会員が会務のため、阪神ブロック協議会の圏外に出張したときの旅費の支払について、本則を定める。

### 第2条（旅費の内容）

本規則で定める旅費とは、次の各号をいう。

- (1) 公共交通機関を利用した際の運賃
- (2) 宿泊費

### 第3条（運賃）

1. 運賃は普通料金とする。
2. 特急料金、急行料金、及び座席指定料金は、実際に利用した場合、その実費を支払う。  
グリーン料金は支給しない。

### 第4条（航空機の利用）

1. 航空機を利用する必要がある場合は、事前に承認を得るものとする。
2. 航空運賃は実費を支払う。

### 第5条（宿泊費）

1. 宿泊料には、宿泊費、税金、サービス料を含み、1泊20,000円以内の実費を支払う。（朝食代が宿泊費に含まれる場合はこれを宿泊費とする）
2. 交通費と宿泊費がセットされた旅行商品（以下「パック旅行」という。）を利用した場合は、パック旅行費の実費を支払う。ただし、本規定により計算した旅費を限度とする。

### 第6条（旅 程）

1. 旅費は本会の命により特に迂回する場合を除き、順路により直行したときの費用を支払い、私事のため迂回又は滞在したために要した費用は支払わない。
2. 交通途絶その他やむを得ない事由により迂回または滞在した場合、本会はその事実の証明に基づき承認した範囲内で旅費の支払いを行う。

## 第7条（臨時）

本規則に定められていない事項が生じた場合は、理事会の決議を経て処理するものとする。但し、事務局でパック旅行を手配した場合、当該パック費用を限度とし、理事会の決議を要しない。

## 第8条（変更）

本規則の改廃は、定款第45条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

## 第9条（附則）

本規則は、平成23年10月12日より施行する。

平成25年4月1日一部改訂

平成25年5月8日一部改訂

平成26年4月9日一部改定

平成28年10月1日一部改訂

平成29年6月21日一部改定

2024年2月14日一部改定